川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬など の経費です。

区分	住民基本台帳	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)令和2年度
	人口	A		В	B/A	の人件費率
令和3年度	人	千円	千円	千円	%	%
7和3年度	1, 538, 825	786, 995, 809	6, 217, 150	149, 312, 081	19.0	16. 4

- (注1) 住民基本台帳人口は令和4年1月1日現在の人口です。
- (注2) 人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

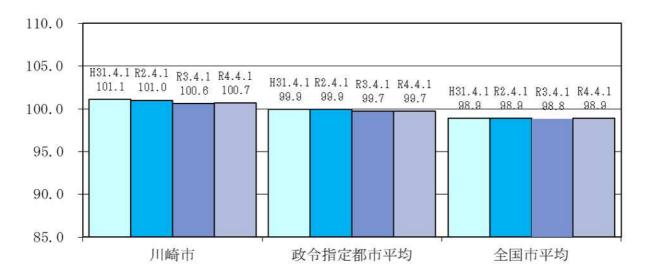
給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

	職	員	数			給	与	費
区 分		A		給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
入和 9 左座			人		千円	千円	千円	千円
令和3年度	1	16, 35	52	63, 07	3, 517	21, 901, 836	27, 549, 857	112, 525, 210

(参考)一人当た	(参考)政令指定都
り給与費	市平均一人当たり給
B/A	与費
千円	千円
6, 881	6,639

- (注1) 職員手当には退職手当を含みません。
- (注2)職員数については、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、令和3年4月1日現在 の普通会計関係職員数です。なお、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を 含みません。
- (注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 - ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年 連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と職員構成が異なるため。

(4) 給与改定の状況

令和4年10月7日に川崎市人事委員会が川崎市議会及び川崎市長に対して行った職員の給与に関する報告及び勧告の内容と、勧告後の改定状況は次のとおりです。

①月例給

		人事委員:	会の勧告			(参考)
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	国の改定率
	A	В	A - B	(改定率)		
令和4年度	419 547 ⊞	411 649 ⊞	904 円	引上げ	0. 22%	0.23%
77和4十段	412, 547 円	411, 643 円	(0.22%)	(0.22%)	0.22%	0.23%

⁽注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した 平均給与月額です。

②特別給(期末·勤勉手当)

			(参考)			
区 分	民間の	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	国の年間
	支給割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		支給月数
令和4年度	4. 42月	4. 30月	0. 12月	0.10月	4. 40月	4. 40月

⁽注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の 見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 行政職給料表(1)について、国の見直し内容を踏まえ、最大3.6%程度の引下げ。3級以上の高位号給は、これに加え、最大2%程度の引下げ。3級以上の高位号給の引下げに該当する職員のうち、新たな給料月額が保障する額に達しないこととなる職員には、平成31年3月31日までの間、経過措置(現給保障)を実施します。

他の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本として引き下げます。ただし、医療職給料表(1)は、医師の処遇確保のため改定を行いません。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、川崎市においても16%を支給。

(実施時期)平成28年4月1日から実施。平成28年4月1日時点は16%を支給。

(参考)

	平成 27 年度の支 給		平成 28 年度の	平成 29 年度の	平成 30 年度の	令和元 年度の	令和 2 年度の	令和3 年度の	令和4 年度の
	割		支給割	支給割	支給割	支給割	支給割	支給割	支給割
	Δ,		合	合	合	合	合	合	合
	4月1 日 時点	遡及改 定後							
国基準に支給割合	13%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
川崎市 の支給 割合	1 2 %	_	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の平均年齢、平均給料月額などの状況は次のとおりです。

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川崎市	41. 3歳	324, 181円	465, 260円	401, 959円
神奈川県	43.1歳	324, 500円	433, 417円	384, 074円
玉	42.7歳	323, 711円	_	405, 049円
政令指定都市平均	41.8歳	318, 310円	431, 588円	378, 248円

②技能労務職

			公務員	Ì			民 間		参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額		平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
川崎市	51.7歳	1,066人	332, 287円	433,078円	396, 561円	_		_	
うち清掃職員	50.8歳	556人	327, 052円	452, 187円	392, 652円	廃棄物処 理業	47.0歳	306,000 円	1.48
うち学校給食員	53.3歳	151 人	339, 862円	405, 959円	400,026円	飲食物調理従事者	43.2歳	285,000円	1. 42
うち用務員	53. 4 歳	187 人	344, 022円	416, 019円	406, 233円	他に分類 されない 運搬・清 掃・包装等 従事者	49.1 歳	236, 600 円	1. 76
うち自動車運転手	49.9歳	93 人	316, 049円	401, 448円	380, 434円	乗用自動車運転者	63.9歳	233, 400 円	1.72
うち守衛	53.5歳	5人	349, 180円	418,875円	408, 297円	警備員	51.6歳	277, 200 円	1.51
神奈川県	53.6歳	256 人	306,926円	373, 134円	353, 165円	_	_	_	_
玉	51.1歳	2,114人	286,570円	_	328, 416円	_	_	_	_
政令指定都市平均	51.3歳	943 人	312,022円	391,620円	364,510円	_	_	_	_

		参考					
区 分	年収べー	年収ベース(試算値)の比較					
区 刀	公務員	民 間	C/D				
	(C)	(D)	C/D				
川崎市							
うち清掃職員	7, 282, 642円	4, 266, 500円	1. 71				
うち学校給食員	6,807,508円	3,729,300円	1.83				
うち用務員	7,014,600円	3, 187, 900円	2. 20				
うち自動車運転手	6, 592, 261円	3,048,500円	2. 16				
うち守衛	7,606,800円	3,697,500円	2.06				

※民間データは、「賃金構造基本統計調査報告」において公表されている神奈川県のデータ(神奈川県のデータがないものは、全国計のデータ)

を使用しています。(令和元年~令和3年の3ケ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※年収べースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	43.1歳	377, 723円	494, 566円
神奈川県	42.5歳	340, 668円	429, 829円
政令指定都市平均	43.8歳	359, 660円	436, 567円

④小·中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	39.0歳	338, 557円	424,618円
神奈川県	40.1歳	342, 409円	419, 359円
政令指定都市平均	40.6歳	342, 210円	411, 286円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	38. 3歳	308, 764円	444, 327円
政令指定都市平均	39. 3歳	305, 440円	430, 377円

- (注1) 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- (注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手 当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の初任給の状況は次のとおりです。

区	分	川 崎 市	国
一般行政職	大学卒	212, 164円	211, 352円
	高 校 卒	174, 348円	174, 696円
技能労務職	技 能	166, 344円	_
	業務	161, 356円	_
高等学校教育職	大学卒	239, 308円	_
	高 校 卒	193, 836円	_
小・中学校教育職	大学卒	244, 992円	_
	短 大 卒	220, 052円	_
消防職	大学卒	229, 100円	_
	高 校 卒	187, 108円	_

(注1) 川崎市及び国の初任給等は、給料(俸給)と地域手当の合計額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は次のとおりです。

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264, 662 円	358, 013 円	393, 967 円	413, 986 円
	高 校 卒	222, 456 円	310, 523 円	357, 483 円	374, 626 円
技能労務職	高 校 卒	194, 936 円	240,700 円	326, 938 円	343, 057 円
	中学卒	_	_	333, 800 円	333, 182 円
高等学校教育職	大学卒	350, 931 円	424, 996 円	435, 275 円	454, 684 円
	高 校 卒	1	_	_	
小・中学校教育	大学卒	313, 263 円	386, 986 円	407, 705 円	422, 519 円
職	短 大 卒	429, 600 円	373, 568 円	393, 874 円	412,073 円
消 防 職	大学卒	274, 095 円	362, 407 円	398, 907 円	394, 867 円
	高校卒	240, 233 円	327, 267 円	373, 733 円	372, 307 円

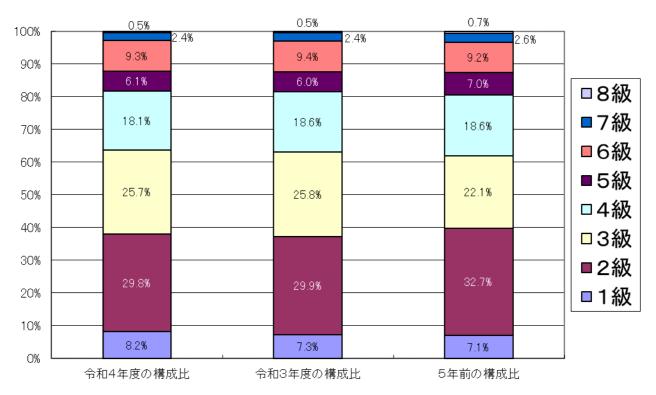
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

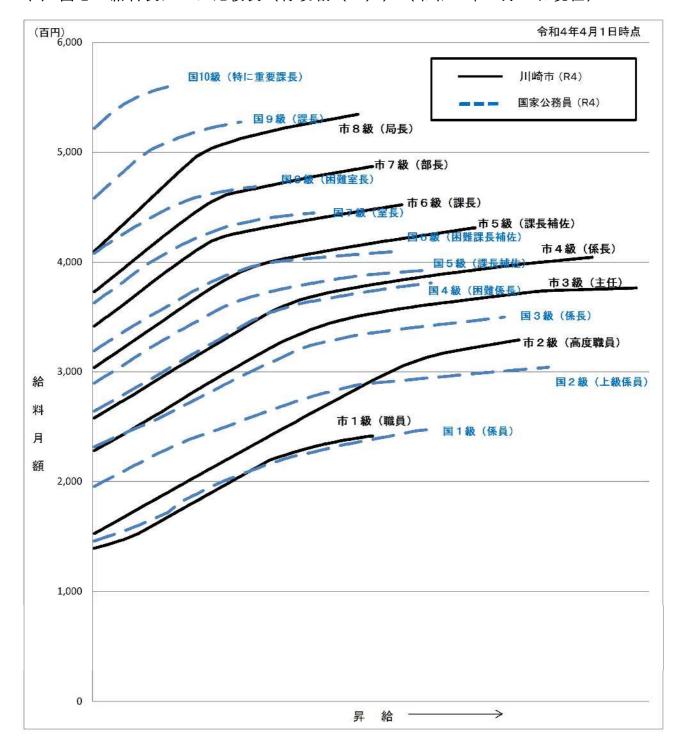
職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	職員	487人	8.2%	144,500円	242,400円
2	級	高度職員	1,756人	29.8%	157,900円	329,000円
3	級	主任	1,515人	25. 7%	230,900円	376,500円
4	級	係長	1,066人	18.1%	259,700円	404,600円
5	級	課長補佐	358人	6. 1%	304,700円	431,400円
6	級	課長	547人	9.3%	341,700円	452,400円
7	級	部長	141人	2.4%	373,100円	487, 100円
8	級	局長	28人	0.5%	409,900円	534,600円

- (注1) 川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- (注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。
- (注3) 一般行政職とは、行政職給料表(1) 適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員		
イ. 人	イ. 人事評価を活用している		0		0	
	活用している昇給区分		昇給実績が	昇給可能な	昇給実績が	

		区分	ある区分	区分	ある区分
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は民間企業のボーナスに相当するものです。期末手当は職員の在職期間に応じて、また、 勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。令和3年度の支給割合などの状況は次のとおりです。

川崎市	国		
1 人当たり平均支給額(令和3年度)			
1,851,479円	_		
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.40月分 1.90月分	2.55月分 1.90月分		
(1.35月分) (0.90月分)	(1.45月分) (0.90月分)		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
・役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~1	・役職加算 5~20%		
5%に相当する額	・管理職加算 10~25%		

- (注1)()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- (注2) 1人当たり平均支給額は、普通会計関係職員に支給された平均額です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		0			
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

退職手当は、退職時に支給される一時金で、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて算出します。支給率などの状況は次のとおりです。

区分		川崎市		国	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・応募認定
	勤続20年	19.579月	26.194月	19.6695月	24.586875月
支給率	勤続25年	28.479月	36.444月	28.0395月	33.27075月
又和平	勤続35年	40.279月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期 加算措置	退職者に対する	退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2	~45%加算する。
定年・勧奨退職した職員		令和3年度			
一人当たりの	り平均支給額	2,050万円		_	

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員(公営企業職員を除く)に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。川崎市域に勤務する川崎市職員の支給率は16%、川崎市域に勤務する 国家公務員の支給率も同じく16%となっています。

支 給 実 績 (令和3年度決算)			10, 1	45,285千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)				675,407円
支給対象地域	支給率	支給対象	象職員数	国の制度(支給率)
川崎市	16%	15,	021人	16%

⁽注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。

支給実績(令和3年度決算)	672,015千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	90,507円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	45.0%
手当の種類(手当数)	15種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
税務手当	調査又は滞納者に係る「	職員で市税の賦課に関する 市税の徴収を行うために出 したもの(イ及びウに掲げる		従事した日1日につき150円
	イ 市税事務所納税課又は	公室に勤務する職員で滞納 分を行うために出張し、当該		従事した日1日につき300円

手当の名	称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	手当額
		申出に関する調査又は市	に掲げる者を除く。) 录された価格に係る審査の 税に係る審査請求に関す し、当該調査の業務に従事	CERTIANT!	従事した日1日につき300円
福祉業務等手当	(1)		雙係又は中部児童相談所保 童の一時保護の業務に従		従事した日1日につき1,000 円
			職員で児童の福祉に関する 問による調査の業務に従事 頃のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき1,000 円
	(2)	ア 総合リハビリテーション 接室に勤務する医師、保 を含む。以下同じ。)で 医療的な相談又は指導の 害者福祉に関する法律(ン推進センター又は地域支 健師及び看護師(准看護師 精神障害者の福祉に関する 業務(精神保健及び精神障 昭和25年法律第123号。以 いう。)第6条第2項第2		従事した日1日につき350円
		く。)で精神障害者の福	師、保健師及び看護師を除 祉に関する相談又は指導の 6条第2項第2号に掲げる		従事した日1日につき130円
	(3)	者、障害児等の福祉に関	ン推進センター又は地域支 び看護師で高齢者、障害 する医療的な相談又は指導 (2)の項のアに掲げる者を		従事した日1日につき350円
		で高齢者、障害者、障害	健師及び看護師を除く。) 児等の福祉に関する相談、 る調査の業務に従事したも		従事した日 1 日につき130円
	(4)	ア 児童相談所に勤務する	R健師及び看護師で児童の る相談、指導等の業務に従		従事した日1日につき1,000 円
			師、助産師及び看護師で社 談、指導等の業務に従事し		従事した日1日につき170円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
		所・保健所支所)又は地 勤務する職員で児童支援 高齢者支援、介護保険又 は指導の業務(介護保険 に従事したもの(イに担 エ 区役所の区民サービス り支援センター(福祉事 又は地区健康福祉ステー 保健福祉、保険年金又に 導等の業務(住民異動等	支援センター(福祉事務 型区健康福祉ステーションに 愛、家庭支援、障害者支援、 は生活保護に関する相談又 資料に関する業務を除く。) 場げる者を除く。) 部保険年金課、地域みまも 事務所・保健所支所)、支所 一ションに勤務する職員で は介護保険に関する相談、指 に伴う各種届出書に係る受 徐く。)に従事したもの(イ		従事した日1日につき130円 従事した日1日につき100円
	(5)	及びウに掲げる者を除く健康福祉局又は区役所に	、。) ご勤務する職員で精神障害 はこれらの疑いのある者の		移送1件につき140円
夜間特殊業務手当	(1)				勤務1回につき3,000円
	(2)	よる勤務の全部又は一部が	5職員で正規の勤務時間に 深夜において行われる設備 急の対応の業務に従事した		勤務1回につき650円
	(3)	正規の勤務時間による勤	が かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる		勤務1回につき650円。ただし、深夜において行われる当該業務に係る勤務時間が2時間未満の場合は、520円とする。
動物管理業務手当	1	は診療の業務(動物に正に従事したもの	務する職員で動物の飼育又 直接接触する業務に限る。) 務する職員で大等の捕獲又		従事した日1日につき500円 従事した日1日につき500円
		は処分の業務に従事した ウ 区役所保健福祉センタ 捕獲の業務に従事したも	ーに勤務する職員で犬等の		従事した日1日につき500円
生活環境業務等手当	(1)	する事業所に勤務する耶	施設部又はこれらの部に属 酸員で、廃棄物等に接触して)(イからキまでに掲げる者		従事した日1日につき350円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	手当額
		しくは運搬の業務、し尿	する職員で廃棄物の収集若 その下水道投入の業務又は廃 備(浄化槽設備を除く。)の		従事した日1日につき800円
		維持管理の業務に従事し ウ 生活環境事業所に勤務 行う浄化槽設備の維持管	したもの する職員でし尿に接触して 管理の業務に従事したもの		従事した日1日につき550円
			務する職員で廃棄物に接触 と使用した理化学試験又は		従事した日1日につき800円
		投入の業務、ごみの積替 廃棄物に接触して行う記	務する職員でし尿の下水道 学え若しくは運搬の業務又は 设備の維持管理の業務に従		従事した日1日につき800円
		くは焼却の業務、廃棄物	る職員で廃棄物の運搬若し かに接触して行う設備の維持 の選別処理の業務に従事し		従事した日1日につき800円
			する職員で廃棄物等の埋立 に接触して行う設備の維持 5の		従事した日1日につき800円
	(2)		ピセンター又は浮島埋立事業 は貯留槽の清掃の業務に従		従事した日1日につき350円
	(3)		-ンセンター又は処理センタ 死体の収容、運搬又は処理		従事した日1日につき350円
用地等折衝業務手当	(1)	取得、移転若しくは除去又	月若しくは使用、支障物等の はこれらに伴う損失補償等 ことの折衝の業務に従事した		従事した日1日につき140円
	(2)	ア 市有地(借地を含む。 当該市有地に建築物又に	以下同じ。)を不法占拠し、 は構築物を設置した者に対 てはこれらの指導の業務に		従事した日1日につき140円
		イ まちづくり局指導部に	勤務する職員で違反建築物 等のため出張して行う住民 事したもの		従事した日 1 日につき140円
危険作業手当	(1)	農業技術支援センター、	多摩川管理事務所又は区役		従事した日1日につき300円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	手当額
		所道路公園センター整備課	に勤務する職員で薬剤の散		
		布の業務に従事したもの			
(2	2)	健康安全研究所又は区径	受所保健福祉センターに勤		<u></u> 従事した日1日につき140円
		 務する職員で感染症の病原	 体により汚染された検体又		
		 は汚染された疑いがある検	体の試験又は検査の業務に		
		従事したもの			
(3)	3)	健康福祉局保健医療政策	第部又は区役所に勤務する である。		
		 職員で感染症の病原体によ	り汚染された場所又は汚染		
		された疑いがある場所にお	よける消毒の業務に従事した		
		もの((5) の項のアに掲け	ざる者を除く。)		
(4	4)	放射線を人体に対して関	照射する業務その他の放射		───── 従事した日1日につき250円
·		線に被ばくするおそれがあ			
(5	5)		・トル以上の足場が不安定な		
	- /	筒所において行う業務!	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		MC 1. G / C H T H (= 1 C 000) 1
			誤に勤務する職員で昇降機		従事した日1日につき300円
			ともの(アに掲げる者を除		K + 0/2 1 1 2 000 1
		く。)			
(6	3)		る職員で港内の水面清掃の		<u></u> 従事した日1日につき170円
	,	業務に従事したもの((5)			W# 0/CH 1 H (C) 6 H (I)
		大分に使事 <i>したもの((3)</i> (3)	V/気V//(C内/) 包有で例		
(5	7)		一整備課に勤務する職員で		従事した日1日につき210円
	()		一登		(た事した日1日(に)38210円
			事したもの((1) の項に規定		
		する者及び(5)の項のフ			(学事) た口1口)zった140円
			一整備課に勤務する職員で		従事した日1日につき140円
			く行う道路上での樹木のせ する業務に従事したもの		
			・ 3 未務に促争したもの ・ (5)の項のアに掲げる者		
		及び(7)の項のアに掲げ			
(6	3)		安全研究所又は中央卸売市		(学事) た口1 ロバッキ140円
	5)				従事した日1日につき140円
			察する職員で毒物又は劇物 **の***なに栄事したすの		
			全の業務に従事したもの ************************************		
		((2) の項に規定するā			W = 1
			勤務する職員で毒物又は劇		従事した日1日につき140円
			E又は鑑識の業務に従事した		
MURHAUL The TA		50	68 (NI E I WBL//- 65		
消防業務手当(1	1)		卸(以下「火災防御等」とい		出場時間が1時間を超え
			いたの本のよるのは、		る場合は、次に掲げる額にそ
		吏員(ヘリコプター業務手	·当の文紿を受ける者を除 		の超える時間1時間につき
		<.)			200円を加算した額とする。

手当の名称	主	な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
	ア		した救助隊員	(10.10.2.1.00.00.7)	出場1回につき850円
	Z		る大型自動車、中型自動車		出場1回につき850円
	ウ	火災防御等の用に供す	る準中型自動車又は普通自		出場1回につき800円
	エ	消防艇の艇長及び機関	長		出場1回につき850円
	才	消防艇の乗組員(エに	掲げる者を除く。)		出場1回につき640円
	力	その他の消防吏員			出場1回につき500円
(:	2) 救	(急のための出場の業務	客に従事した次に掲げる消		
	防吏	員			
	号	号) 第44条第1項に規定	命士法(平成3年法律第36 でする厚生労働省令で定めるの業務に従事した救急救命		出場1回につき510円
			操作の業務に従事した消防		出場1回につき220円
		その他の消防吏員			出場1回につき170円
(;	+	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	う潜水の業務に従事した消		業務1回につき340円
(2		、災の原因又は火災に』 た消防吏員	こる損害の調査の業務に従		調査1件につき120円
>リコプター業務手当 (:	1) P	ヘリコプターの操縦の	業務に従事した消防吏員		(ア) 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者 従事した日1日につき5,00円 (イ) 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験さ有する者 従事した日1日につき4,500円 (ウ) 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験さ有する者 従事した日1日につき4,000円 (エ) 飛行時間500時間以上1,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき4,000円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	手当額
				(令和3年度決算)	1 4 7 7 7 7 0 000 7
		0.3	Western Overtain a relative		した日1日につき2,000円
		イーヘリコプターの整備の	業務に従事した消防更員		(ア) 1等航空整備士の資格
					取得後の経験年数が5年
					以上の者 従事した日1
					日につき3,000円
					(イ) 1等航空整備士の資格
					取得後の経験年数が5年
					未満の者 従事した日1
					日につき2,000円
					(ウ) 2等航空整備士の資格
					を有する者 従事した日
					1 目につき1,000円
					(エ) その他の者 従事した
					日1日につき500円
	(2)	災害、訓練等のために〜	、リコプターに搭乗して行う		搭乗1時間につき1,300円
		業務に従事した消防吏員			
	(3)	飛行中のヘリコプターの	り機外において行う業務に		業務1回につき2,300円
		従事した消防吏員			
国際緊急援助手当		国際緊急援助隊の派遣に	こ関する法律 (昭和62年法律		従事した日1日につき4,000
		第93号) の規定に基づく国	際緊急援助隊の活動が行わ		円
		れる海外の地域に派遣され	、同法第2条に規定する国		
		際緊急援助活動の業務に従	事した職員		
災害応急作業等派遣手当		ア 災害対策基本法 (昭和	36年法律第223号) 第 2 条第		従事した日1日につき910円。
		1号に掲げる災害が発生	生した国内の本市の区域以		ただし、災害対策基本法第63
		外の地域(以下「災害発	Ř生地域」という。) に派遣		条第1項に規定する警戒区域
		され、災害応急対策又は	は災害復旧のための作業の業		その他これに類する区域等に
		務(本市と当該災害発生 務(本市と当該災害発生	E地域との間及び当該災害発		おいて当該業務に従事した場
		生地域における車両等の	の運転の業務を含む。) に従		合は、1,820円とする。
		 事した職員(当該災害発	巻生地域を管轄する他の地方		
			こ対する給与その他の給付		
		の支給を受ける者及び~	イに掲げる者を除く。)		
		イ 消防組織法 (昭和22年	法律第226号) 第45条第1項		従事した日1日につき910円。
			が が 隊を構成する人員として		ただし、消防法(昭和23年法
			をする消防の応援等の業務		律第186号) 第23条の2第1項
			に規定する災害発生市町村及		に規定する火災警戒区域その
			の属する都道府県から当該		他これに類する区域等におい
			也の給付の支給を受ける者		て当該業務に従事した場合
		を除く。)	コンガロフン 入が4 と 又り の仕		は、1,820円とする。
教員特殊業務手当	(1)		z看護大学及び川崎市立看護		従事した日1日につき300円
	(1)				
			i立学校」という。)の管理		から7,500円までの範囲内で、

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
		下において行う非常災害時	等の緊急の業務で次に掲げ		当該業務の種類又は当該業務
		るもの(当該業務の心身に	与える負担の程度が著しい		の心身に与える負担の程度に
		ものであって、その負担の	程度が教育委員会が定める		応じ、教育委員会が定める額
		程度に及ぶものに限る。)	に従事した市立学校の主幹		
		教諭、教諭、養護教諭、栄	養教諭、講師、助教諭、養		
		護助教諭及び実習助手(以	下「教諭等」という。)		
		ア 非常災害時における生	徒、児童又は幼児(以下「生		
		徒等」という。) の保護	又は緊急の防災若しくは復		
		旧の業務			
		イ 生徒等の負傷、疾病等	に伴う救急の業務		
		ウ 生徒等に対する緊急の	補導の業務		
	(2)	修学旅行、林間学校、臨	活海学校等(市立学校が計画		従事した日1日につき300円
		し、及び実施するものに限	る。)のうち教育委員会が		から7,500円までの範囲内で、
		定めるものにおいて生徒等	を引率して行う指導の業務		当該業務の種類又は当該業務
		(当該業務の心身に与える	負担の程度が著しいもので		の心身に与える負担の程度に
		あって、その負担の程度が	教育委員会が定める程度に		応じ、教育委員会が定める額
		及ぶものに限る。)に従事	した市立学校の教諭等		
	(3)	対外運動競技等のうち参	対育委員会が定めるものに		従事した日1日につき300円
		おいて生徒等を引率して行	う指導の業務で、宿泊を伴		から7,500円までの範囲内で、
		うもの又は週休日若しくは	川崎市職員の給与に関する		当該業務の種類又は当該業務
		条例(昭和32年川崎市条例	第29号)第10条第1項に規		の心身に与える負担の程度に
		定する休日等に行うもの(当該業務の心身に与える負		応じ、教育委員会が定める額
		担の程度が著しいものであ	って、その負担の程度が教		
		育委員会が定める程度に及	ぶものに限る。)に従事し		
		た市立学校の教諭等			
	(4)	市立学校の管理下におい	いて行われる部活動(正規の		従事した日1日につき300円
		教育課程としてのクラブ活	動に準ずる活動をいう。)		から7,500円までの範囲内で、
		又は学校行事として行われ	る保健及び安全的行事にお		当該業務の種類又は当該業務
		ける生徒等に対する指導の	業務(当該業務の心身に与		の心身に与える負担の程度に
		える負担の程度が著しいも	のであって、その負担の程		応じ、教育委員会が定める額
		度が教育委員会が定める程	度に及ぶものに限る。) に		
		従事した市立学校の教諭等			
	(5)	入学試験における受験生	Eの監督、採点又は合否判定		従事した日1日につき300円
		の業務で教育委員会が定め	る日に行うもの(当該業務		から7,500円までの範囲内で、
		の心身に与える負担の程度	が著しいものであって、そ		当該業務の種類又は当該業務
		の負担の程度が教育委員会	が定める程度に及ぶものに		の心身に与える負担の程度に
		限る。)に従事した川崎市	立高等学校及び川崎市立川		応じ、教育委員会が定める額
		崎高等学校附属中学校の教	諭等		
特別支援学校業務手当		障害のある生徒等に対し	て行う指導の業務に従事		従事した日1日につき600円
		した川崎市立特別支援学校	の教諭等		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	手当額
			(令和3年度決算)	
夜間学級業務手当	本務として夜間学級にお	おいて生徒に対して行う指		従事した日1日につき2,200
	導の業務に従事した夜間学級を置く川崎市立中学校の			円
	教諭等			
新型コロナウイルス感染症対応業	病院や宿泊施設等の内部	部並びにこれらの施設への		従事した1日につき3,000円
務手当	移動時の動線上及び車内に	おける新型コロナウイルス		
	感染症の患者の健康管理、	生活支援、搬送等の緊急的		
	な業務			

⁽注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合や同一の週を超えて週休日を 振り替えた場合に、その勤務時間に応じて支給されるものです。

支給実績(令和3年度決算)	4, 176, 714千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	494,695 円
支給実績(令和2年度決算)	3,526,043千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	423,854 円

- (注1) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。
- (注2)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度(令和2年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

その他の手当の種類や支給実績などの状況は、次のとおりです。

手当名	内容 (支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
初任給	採用による欠員の補充	(1)208,900 円の範囲内	異なる	支給額	26,036 千円	1,627,250円
調整手当	が困難と認められる職	(2)100,100円の範囲内				
	で人事委員会規則で定					
	めるものに支給する。					
	(1) 医療職給料表(1)					
	の適用を受ける職員					
	の職					
	(2) 大学教育職給料表					
	の適用を受ける職員					
	の職のうち医学又は					
	歯学に関する専門的					
	知識を必要とするも					
	の					

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に 支給する。	・配偶者 7,000 円 ・子 10,000 円 ・父母等 7,000 円	異なる	支給額	1, 386, 767 円	243, 549 円
		・15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円				
住居手当	自ら居住するため住宅 を借り受け、家賃等を 支払っている職員に支 給する。	・31 歳未満 25,200円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500円 ・41 歳以上 10,000円	異なる	支給要件 支給額	866,076 千円	225, 835 円
通勤手当	通勤のため、交通機関 等を利用しその運賃等 を負担することを常例 とする職員、自動車等 を使用することを常例 とする職員に支給す る。	 ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円~31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	異なる	支給要件支給額	1, 692, 266 千円	121, 058 円
単身赴任 手当	異動等に伴い転居し、 やむを得ない事情によ り同居していた配偶者 と別居し、単身で生活 することを常況とする 職員に支給する。	基礎額 30,000円 加算額 配偶者との住居との距離 が一定以上のものについ て70,000円の範囲内で加算	同じ	_	0円	0円
休日勤務 手当	正規の勤務時間が休日 に当たり、その休日に おいて、正規の勤務時 間中に勤務することを 命ぜられた職員に支給 する。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の135×勤務時間	同じ	_	785,090 千円	229, 424 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの 給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	-	85,380 千円	67,870円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
宿日直 手当	宿日直をした場合に支 給する。	・勤務1回につき 4,400円(特殊な業務は 6,100円) ・5時間以下の勤務は 2,200円(特殊な業務は 3,050円)	異なる	支給額	2,102 千円	30, 464 円
管理職 手当(国で は俸給の 特別調整 額)	管理又は監督の地位に ある者に支給する。	職位に応じて、 56,000円~132,600円	異なる	支給額	1, 117, 262 千円	1,014,770円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて6,000円~12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	異なる	支給額	15, 103 千円	62, 409 円
定時制 教育手当	定時制の課程を置く高 等学校の教諭等に支給 する。	34,000円 (管理職手当を受ける者 は27,000円)	-	-	42,515 千円	545, 064 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校において、 実習を伴う工業に関する科目を主として担任 する教諭等に支給する。	定時制教育手当を支給される者 10,800円~22,800円 定時制教育手当を支給されない者 18,000円~38,000円	-	-	16, 322 千円	418, 513 円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
義務教育	高等学校教育職給料表	職務の級及び号給の別に	_	_	260, 284 円	46, 133 円
等教員	及び義務教育諸学校教	応じて、				
特別手当	育職給料表の適用を受	2,000 円~8,000 円				
	ける職員に支給する。	※定時制手当を支給され				
		る者は上記金額の				
		4分の3、				
		産業教育手当を支給さ				
		れる者は上記金額の				
		4分の2				
寒冷地	毎年11月から翌年3月	・世帯主 (扶養有)	同じ	_	0 千円	0 円
手当	までの各月の初日に、	17,800円				
	寒冷地に在勤する職員	・世帯主 (扶養無)				
	に支給する。	10,200円				
		・その他 7,360円				
災害派遣	国、他の市町村等から	本市の区域に滞在し	_	_	0 千円	0 円
手当	災害復旧等のために派	た期間及び利用施設				
	遣された職員で、住所	の区分に応じて日額				
	又は居所を離れて本市	$3,970$ 円 \sim 6,620円				
	の区域に滞在すること					
	を要するものに支給す					
	る。					

⁽注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。

5 特別職の報酬等の状況

(1) 報酬等及び期末手当(令和4年4月1日現在)

市長や議員などの特別職の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者などによる特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定めています。

市長及び副市長には給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されます。

	区	分	>	ή	洽 ;	料	月	額	4		
						((参考)	類似団体におり	する最高	万 人最低額	
給	市		長	1, 200, 000	円			1, 599, 000	円/	500,000	円
料	副	市	長	950, 000	円			1, 285, 000	円/	841, 500	円
	議		長	1, 030, 000	円			1, 179, 000	円/	779, 000	円
報酬	副	議	長	920, 000	円			1,061,000	円/	703, 000	円
E/II	議		員	830, 000	円			953, 000	円/	648, 000	円
	市		長	(令和3年度	(支給割合))					
₩Ħ				3. 25月分							
期末手当	副	市	長								
手当	議		長	(令和3年度	(支給割合))					
	副	議	長		3. 2	5月分					
	議		員								
地 市 長 域 -											
域手当	副	市	長	福介年月 伯泉マン 1 U /0							

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当のほかに、退職手当が支給されます。議長、副議長及び議員には退職手当は支給されません。

区分	算定方式	1期の手当額	支給時期
市長	1, 200, 000 円×在職月数×52/100	29, 952, 000 円	任期ごとに支払う。
副市長	950,000 円×在職月数×38/100	17,328,000円	任期ごとに支払う。

⁽注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

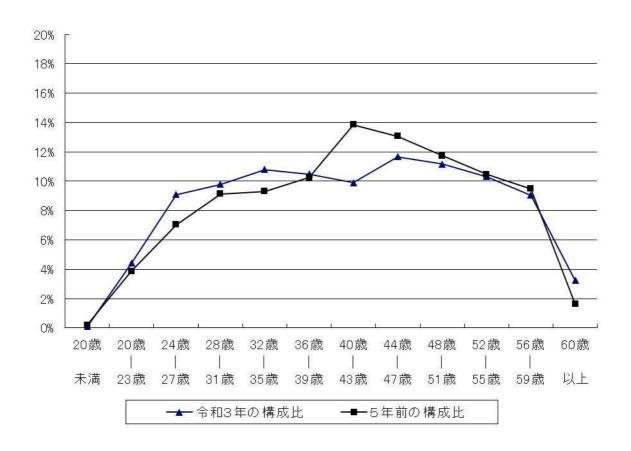
			職員数		対前年)
部	門		令和3年度	令和4年度	増減数	主な増減理由
普	_	議会	34	34	0	新本庁舎移転準備業務等への対応
		総務・企画	1, 345	1, 373	28	市制 100 周年記念事業準備業務への対応
	般	税務	470	478	8	危機管理業務への対応
通		民生	1, 969	2, 004	35	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金対応 児童相談所の体制強化
	行	衛生	1, 707	1, 763	56	子ども発達相談業務への対応
		労働	16	16	0	要保護児童対策への対応(各区)
会	政	農林水産	41	41	0	新型コロナウイルス感染症対策業務への対応
		商工	85	86	1	新型コロナウイルスワクチン調整業務への対応
計	部	土木	1, 205	1, 209	4	
рΙ	門	計	6, 872	7,004	132	< 参考> 人口1万人当たり職員数 46.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 46.24人)
部	教育	育部門	7, 541	7, 655	114	小学校少人数学級への対応
	消队	方部門	1, 450	1, 465	15	
門		小 計	15, 863	16, 124	261	< 参考> 人口1万人当たり職員数 105.91人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 113.21人)
1		病院	1, 481	1, 512	31	市立病院でのリハビリテーション、薬剤、看護業
增 <u>1</u>		水道	549	543	A 6	務への対応
当	美	交通	468	452	▲ 16	市バス営業所統合に伴う執行体制の見直し
等 <i>生</i>		下水道	418	419	1	
言	+	その他	456	448	▲8	
音		小 計	3, 372	3, 374	2	
	É	· 計	19, 235 [19, 384]	19, 498 [19, 636]	263 [252]	< 参考> 人口1万人当たり職員数 128.1人

⁽注1) 職員数は一般職に属する職員数です。 (注2) []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:人)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	19	963	1,819	1, 843	2, 070	2, 054	1, 881	2, 175	2, 201	1, 992	1, 794	687	19, 498



(3) 職員数の推移

(単位:人)

年度部門別	平成30年	平成 31 年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去 5 年間 の増減数	過去 5 年間 の増減率
一般行政職	6, 937	6, 874	6, 837	6,872	7,004	67	1.0%
教育	7, 138	7, 225	7, 659	7, 541	7,655	517	7.2%
消防	1, 438	1, 439	1, 446	1, 450	1, 465	27	1.9%
普通会計合計	15, 513	15, 538	15, 942	15,863	16, 124	611	3.9%
公営企業会計合計	3, 333	3, 312	3, 363	3, 372	3, 374	41	1.2%
総合計	18, 846	18, 850	19, 305	19, 235	19, 498	652	3. 5%

⁽注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

- (1) 水道事業
 - ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
△和3左 座	30, 165, 624	1, 842, 485	4, 488, 555		15 00/
令和3年度	千円	千円	千円	14.9%	15.8%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 633,928 千円を含みません。

区分	職員数	糸	<u> </u>	争	ŧ	一人当たり	(参考)
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	給 与 費	政令指定都市平均
					В	B/A	一人当たり給与費
令和3年度	EGG I	2, 209, 511	739, 610	955, 015	3, 904, 136	6, 898	6, 499
予和3年度	566人	千円	千円	千円	千円	千円	千円

- (注1) 職員手当には退職給与金を含みません。
- (注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務)) を含み、会計年度任用職員を含み ません。

6, 499 千円

(注3)給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会 計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
水道事業	47. 7歳	401, 180円	560, 981円	
政令指定都市平均 (水道事業)	46.5歳	359, 973円	540, 544円	

- (注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。
- (注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- (注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水	道事業	普通会計関係			
1人当たり平均支給額(全	計和3年度)	1人当たり平均支給額(令和3年度)			
	1,672,530円		1,851,479円		
(令和3年度支給割	合)	(令和3年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.4 月分	1.90月分	2.4 月分	1.90月分		
(1.35月分)	(0.90月分)	(1.35月分)	(0.90月分)		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
・役職加算 5~20%	6	・役職加算 5~20°	%		

• 管理職加算	管理職手当の月額の10~20%に相当	•管理職加算	管理職手当の月額の10~20%に相当
	する額		する額

- (注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

	区分	水道	事業	普通会計関係		
		自己都合定年・勧奨		自己都合	定年・勧奨	
	勤続20年	19,579月	26,194月	19,579月	26,194月	
支給率	勤続25年	28,479月	36,444月	28,479月	36,444月	
文 和平	勤続35年	40,279月	47,709月	40,279月	47,709月	
	最高限度額	47,709月	47,709月	47,709月	47,709月	
定年前早期退職者に対する加 算措置		退職時給料月額を2	~20%加算する。	退職時給料月額を2~20%加算する。		
定年・勧奨退職した職員		令和3年度		令和3年度		
一人当たり	の平均支給額	1, 9	18万円	2,050万円		

- (注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績	(令和3年度決算)		369,550千円	
支給職員1人当たり平均	均支給年額(令和 3		652,916 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職	00000000000000000000000000000000000000	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	16%	人	16%	

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給総額(令和	支給総額(令和3年度決算)				9,486千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			37,346 円		
職員全体に占め	職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)				36.97 %
手当の種類(手当数)					3種類
手当の名称 主な支給対象職員 主な支給			対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
危険作業手当	職員が次の作業に従事した 災害応急作業等派遣手当の く。)。 1 交通を遮断することなった。 2 配水塔内、沈でん池等の 3 高熱物を取り扱う作業、 に類する作業 4 マンホール内その他狭った業 作業 5 高所の足場が不安定なな	の支給の対象と く行う道路上の作 の清掃作業 、高圧電気設備が あいな場所でのが	なるときを除 作業 点検その他これ 点検、調査等の	5, 618 千円	従事した日1日につき 甲額 300円 (令和2年4月1日か ら令和2年12月31 日までの間は「330 円」)

			支給実績	左記職員に対する支給
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	(令和3年度決算)	単価
	職員が次の作業に従事した。	とき(同日中に従事した作業が	1,398 千円	従事した日1日につき
	上記の危険作業手当及び災害	善 小急作業等派遣手当の支給の		乙額 280円
	対象となるときを除く。)。			
	1 浄水薬品注入設備の点	検(目視のみによる場合を除		
	く。)、洗浄等の作業			
	2 水道水質課又は浄水課の	の毒物若しくは劇物を使用した		
	試験若しくは検査又は病原	原性微生物検査の作業		
	サービスセンター給水管理化	系、給水装置課メーター管理担	2,182 千円	従事した日1日につき
	当、水道整備課の整備係、	L務係、工事係及び漏水防止係		丙額 990円(技術
		及び第3配水工事事務所の工務		職員については660
		の技術職員、技能職員又は業務		円)
		5時までの時間帯のうち3時間		
		たとき(夜勤及び応援勤務とし		
-1 - 4-4 - 4-1 - 7-4 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	て従事したときを除く。)。			
交替勤務手当		事務所、第3配水工事事務所、	3,045 十円	夜勤1回につき
		の交替制勤務職員が夜間勤務		950円
		か午前9時まで)に従事したと		
滞納整理手当	き。		0 壬田	従事した日1日につき
(市利金生子目		- ヘビンターの職員が小道付金 て行う滞納者等との折衝の業務	0 1 15	300円(経過措置と
	に従事したとき。	(1) ノ仲昭 日 寺 こ の 川 関 の 未 伤		して、令和2年4月1
	TCK F O/CCCo			目から令和3年3月3
				1日までの間は「40
				0円」)
用地等折衝業	職員が土地の取得、処分、山	又用若しくは使用、支障物等の	1 千円	従事した日1日につき
務手当		はこれらに伴う損失補償等のた		140円
	め出張して行う住民等との打	斤衝の業務に従事したとき。		
災害応急作業	災害対策基本法第2条第1号	号に掲げる災害が発生した国内	0 千円	従事した日1日につき
等派遣手当	の本市の区域以外の地域(以	以下「災害発生地域」という。)		910円 (ただし、災
	に派遣され、災害応急対策に	又は災害復旧のための作業の業		害対策基本法(昭和3
	務(本市と当該災害発生地域	或との間及び当該災害発生地域		6年法律第223号)
		務を含む。) に従事したとき (当		第63条第1項に規定
		也の地方公共団体から当該業務		する警戒区域その他こ
	に対する給与その他の給付の	D支給を受けるときを除く。)。		れに類する区域等にお
				いて当該業務に従事し
				たときは、1,820
				円)

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	194,607千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	363,978 円
支給実績(令和2年度決算)	191,284千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	365,697 円

- (注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- (注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度(令和2年度)決算)」と 同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならな い職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。
- カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職 員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満 の加算 5,000円	同じ	_	67, 556千円	250, 673 円
住居手当	自ら居住するため 住宅を借り受け、家 賃等を支払ってい る職員に支給する。	・31 歳未満 25,200 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円 ・41 歳以上	同じ	_	19,821 千円	206, 800 円
通勤手当	通勤のため、交通機 関等を利用しその 運賃等を負担する ことを常例とする 職員、自動車等を使 用することを常例 とする職員に支給 する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円~31,600円・併用の場合は 55,00円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ		61,933 千円	117, 501 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間と して、午後10時から 翌日の午前5時まで 勤務する職員に支 給する。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	_	14, 467 千円	250, 871 円
1		職位に応じて73,700円~111,300円	同じ	_	32,095 千円	972, 582 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	平成31年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
令和3年度	6, 394, 767千円	686, 439 千円	615, 467千円	9.62%	9.49%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 38,951 千円を含みません。

区 分	職員数	糸	<u> </u>	与 費		一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計	給 与 費	
					В	B/A	
入和 2 左座	7F	285, 399	83, 612	119, 974	488, 986	6, 520	
令和3年度	75 人	千円	千円	千円	千円	千円	

(参考)
政令指定都市平均
一人当たり給与費
6, 664
千円

- (注1) 職員手当には退職給与金を含みません。
- (注2)職員数については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含みません。
- (注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢 基本給		平均月収額
工業用水道事業	47.9歳	385, 851円	517, 825円
政令指定都市平均(工業用水道事業)	46.6歳	374, 725円	553, 513円

- (注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。
- (注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- (注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1人当たり平均支給額(令和3年度)
1,578,611円	1,851,479円
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.4月分 1.90月分	2.4月分 1.90月分
(1.35月分) (0.90月分)	(1.35月分) (0.90月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
・管理職加算 管理職手当の月額の10~20%に相当	・管理職加算 管理職手当の月額の10~20%に相当

する額	する額

- (注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

区分		工業用水道事業		普通会計関係		
	<u> </u>	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨	
	勤続20年	19,579月	26,194月	19,579月	26,194月	
古公索	勤続25年	28,479月	36,444月	28,479月	36,444月	
支給率	勤続35年	40,279月	47,709月	40,279月	47,709月	
	最高限度額	47,709月	47,709月	47,709月	47,709月	
定年前早期退職者に対する加 算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。		
定年・勧奨退職した職員		令和3年度		令和3年度		
一人当たり	の平均支給額	2, 17	7 5 万円	2,050万円		

- (注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支 給 実 績(令和3年度決算)				47,6	67千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)				635, 5	63 円
支給対象地域	支給対象職	競員数	一般行政職の制度((支給率)	
川崎市 16%		75)	l	16%	

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給総額(令和3年度決算)					9 4 4 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			27,756 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)					34.00%
手当の種類(手	当数)				3種類
手当の名称 主な支給対象職員 主な支給対象業務			支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価	
作業手当	が災害応急作業等派遣手当の除く。)。 1 交通を遮断することなく 2 配水塔内、沈でん池等の 3 高熱物を取り扱う作業、これに類する作業 4 マンホール内その他狭あ	1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点 これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点 等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調業			従事した日1日につき 甲額 300円 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間は「330円」) 従事した日1日につき 甲額 280円
	支給の対象となるときを除く。	支給の対象となるときを除く。)。			

				1
手当の名称	 主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給
1 7 452 141	工,4~141/13/1445	工。大师八家木切	(令和2年度決算)	単価
	1 浄水薬品注入設備の点検	(目視のみによる場合を除		
	く。)、洗浄等の作業			
	2 水道水質課又は浄水課の	毒物若しくは劇物を使用		
	した試験若しくは検査又は	病原性微生物検査の作業		
	サービスセンター給水管理係	、給水装置課メーター管	46 千円	従事した日1日につき
	理担当、水道整備課の整備係	、工務係、工事係及び漏		丙額 990円(技術職
	水防止係並びに第2配水工事	事務所及び第3配水工事		員については6
	事務所の工務係、工事係及び	漏水防止係の技術職員、		60円)
	技能職員又は業務職員が午後	10 時から午前5時までの		
	時間帯のうち3時間を超えて	屋外作業に従事したとき		
	(夜勤及び応援勤務として従	事したときを除く。)。		
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務	所、第3配水工事事務所、	480 千円	夜勤1回につき
	水運用センター及び浄水課の	交替制勤務職員が夜間勤		950円
	務(午後4時30分から翌日の	の午前9時まで)に従事し		
	たとき。			
災害応急作業等	災害対策基本法第2条第1号	·に掲げる災害が発生した	0 千円	従事した日1日につき
派遣手当	国内の本市の区域以外の地域	(以下「災害発生地域」と		910円 (ただし、災害
	いう。) に派遣され、災害応急	急対策又は災害復旧のため		対策基本法(昭和36年
	の作業の業務(本市と当該災害	喜発生地域との間及び当該		法律第223号)第63
	災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。)に			条第1項に規定する警
	従事したとき(当該災害発生均	他域を管轄する他の地方公		戒区域その他これに類
	共団体から当該業務に対する	給与その他の給付の支給		する区域等において当
	を受けるときを除く。)。			該業務に従事したとき
				は、1,820円)

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	12,420千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	179,347 円
支給実績(令和2年度決算)	5,947千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	195,417 円

- (注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- (注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度(令和2年度)決算)」と 同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならな い職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容 (支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職 員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満 の加算 5,000円	同じ	_	6,868 千円	212, 965 円
住居手当	自ら居住するため 住宅を借り受け、家 賃等を支払ってい る職員に支給する。	・31 歳未満 25,200 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円	同じ	_	3, 407 千円	206, 800 円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
		・41 歳以上				
		10,000 円				
通勤手当	通勤のため、交通機	・交通機関を利用の場	同じ		0 400 T III	101 00 5 III
	関等を利用しその	- 交通機関を利用の場 合は 55,000 円を限	IHJ C		8,420 千円	121, 297 円
	運賃等を負担する	度とし運賃相当額。				
	ことを常例とする	・自動車等を使用の場				
	職員、自動車等を使	合は距離に応じて				
	用することを常例	2,000 円~31,600 円				
	とする職員に支給	・併用の場合は 55,0				
	する。	00円を限度とし、両				
		方を加算した金額。				
夜間勤務	正規の勤務時間と	勤務1時間当たりの	同じ		1,730 千円	194, 024 円
手当	して、午後10時から	給与額			,	, , , , ,
	翌日の午前5時まで	×100分の25				
	勤務する職員に支	×勤務時間(実働時間)				
	給する。					
管理職手当	管理又は監督の地	職位に応じて	同じ		5,662 千円	943,600 円
(国では	位にある者に支給	73,700円~111,300円				
俸給の特	する。					
別調整額)						

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	平成31年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
入和 2 左座	90 0CC 101 T III	3, 302, 507	2, 821, 488		7 550/
令和3年度	38, 266, 191千円	千円	千円	7. 37%	7. 55%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 778,904 千円を含みません。

区分	職員数	糸	<u> </u>	· 手	費	一人当たり	(:
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計	給 与 費	
					В	B/A	
入和 2 左座	490 1	1, 549, 728	548, 178 千	629, 900	2, 727, 806	6, 495	
令和3年度	420 人	千円	円	千円	千円	千円	

(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費 6,536 千円

- (注1) 職員手当には退職給与金を含みません。
- (注2)職員数については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含みません。
- (注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	44.2歳	368, 178円	529, 722円
政令指定都市平均 (下水道事業)	45.9歳	359, 605円	543, 761円

- (注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。
- (注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- (注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	普通会計関係		
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1人当たり平均支給額(令和3年度)		
1,496,200円	1,851,479円		
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.4月分 1.90月分	2.4月分 1.90月分		
(1.35月分) (0.90月分)	(1.35月分) (0.90月分)		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%		
・管理職加算 管理職手当の月額の10~20%に相当	・管理職加算 管理職手当の月額の10~20%に相当		

する額	する額

- (注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

区分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合定年・勧奨		自己都合	定年・勧奨
	勤続20年	19,579月	26,194月	19,579月	26,194月
支給率	勤続25年	28,479月	36,444月	28,479月	36,444月
又和平	勤続35年	40,279月	47,709月	40,279月	47,709月
	最高限度額	47,709月	47,709月	47,709月	47,709月
定年前早期退職者に対する加 算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		令和3年度		令和3年度	
一人当たり	の平均支給額	1, 76	3 8 万円	2, 05	50万円

- (注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支 給 実 績(令和3年度決算)				259,525千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)				617,917 円
支給対象地域	支給率	支給対象職	職員数	一般行政職の制度 (支給率)
川崎市 16%		420人		1 6 %

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給総額(令和3年度決算)			10,808千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			62,837 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)			34.10%			
手当の種類(手当数)			3種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給	支給実績 左記職員に対する支給 (令和2年度決算) 単価			
滞納整理手当	下水道使用料担当の職員が下水道使用料の滞納整理 等のため出張して行う滞納者等との折衝の業務に従 事したとき。			70 千円	従事した日1日につき 300円(経過措置として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は「400円」)	
夜間特殊業務手 当	水処理センター (麻生水処理センターを除く。) の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。			80 千円	勤務1回につき 650円	
用地等折衝業務 手当	土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。			0 千円	従事した日1日につき 140円	

汚泥処理業務等	入江崎総合スラッジセンター設備係の職員が汚泥等	109 千円	従事した日1日につき
手当	に接触してその処理を行う業務に従事したとき。		甲額 750円
	下水道水質課の職員(工場廃水指導の業務に従事する	10,471 千円	従事した日1日につき
	職員を除く。)又は水処理センター、入江崎総合スラ		乙額 500円
	ッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水		
	道事務所管理課の職員が汚泥等に接触してその処理		
	を行う業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学		
	試験若しくは検査の業務に従事したとき。		
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上 10 メートル以上の足	0 千円	従事した日1日につき
	場が不安定な箇所において行う業務に従事したとき。		甲額300円
	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は	22,960 千円	従事した日1日につき
	検査の業務に従事したとき(同日中に従事した業務が汚		乙額140円
	泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるときを除		
	<.).		
災害応急作業等	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国	0 千円	従事した日1日につき
派遣手当	内の本市の区域以外の地域(以下「災害発生地域」とい		910円 (ただし、災害
	う。) に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための		対策基本法(昭和36年
	作業の業務(本市と当該災害発生地域との間及び当該災		法律第223号)第63
	害発生地域における車両等の運転の業務を含む。) に従		条第1項に規定する警
	事したとき(当該災害発生地域を管轄する他の地方公共		戒区域その他これに類
	団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受		する区域等において当
	けるときを除く。)。		該業務に従事したとき
			は、1,820円)

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	144,556千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	371,529 円
支給実績(令和2年度決算)	182,637千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	451,383 円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- (注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度(令和2年度)決算)」と 同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならな い職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職 員に支給する。	・配偶者 7,000 円 ・子 10,000 円 ・父母等 7,000 円 ・15 歳以上 22 歳未満 の加算 5,000 円	同じ	_	42,145 千円	231, 461 円
住居手当	自ら居住するため 住宅を借り受け、家 賃等を支払ってい る職員に支給する。	・31 歳未満 25,200 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円 ・41 歳以上	同じ	_	16, 382 千円	206, 800 円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機	・交通機関を利用の場	同じ	<u> </u>	51,358 千円	131, 212 円
	関等を利用してそ	合は 55,000 円を限				
	の運賃等を負担す	度とし運賃相当額。				
	ることを常例とす	・自動車等を使用の場				
	る職員、自動車等を	合は距離に応じて				
	使用することを常	2,000円~31,600円				
	例とする職員に支	・併用の場合は 55,0				
	給する。	00 円を限度とし、両				
		方を加算した金額。				
夜間勤務	正規の勤務時間と	勤務1時間当たりの	同じ	_	8,809 千円	132, 961 円
手当	して、午後10時から	給与額				
	翌日の午前5時まで	×100分の25				
	勤務する職員に支	×勤務時間(実働時間)				
	給する。					
管理職手当	管理又は監督の地	職位に応じて	同じ	_	30,125 千円	971, 768 円
(国では	位にある者に支給	73,700円~111,300円				
俸給の特	する。					
別調整額)						

(4) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
△和 0 左座	8, 743, 061	▲ 580, 484	3, 431, 155		20, 00/
令和3年度	千円	千円	千円	39. 2%	39.8%

区 分	職員数	給		<u> </u>	与 費		一人当たり		<u>-</u> り
	A	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計	給	与	費
						В		B/A	
入和 2 左 座	471	1, 72	1, 254	994, 023	715, 878	3, 431, 155		7	, 285
令和3年度	人		千円	千円	千円	千円			千円

(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費 6,565 千円

- (注1) 職員手当には退職給与金を含みません。
- (注2)職員数については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含みません。
- (注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
自動車運送事業	51.2歳	367, 912円	499, 747円	
政令指定都市平均 (バス事業)	48. 7歳	326, 719円	543, 759円	

- (注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。
- (注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- (注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(うちバス事業運転手)

	公 務 員			民 間			参考		
区 分	可护压换	職員数	#+%	平均月収額	対応する民間の	可护压热	平均月収額		
	平均年齢 職員		基本給	(A)	類似職種	平均年齢	(B)	A/B	
川崎市	51.6歳	334 人	360, 573円	489,778円	バス運転者	51.2歳	466,600円	1.06	
政令指定都市平均	49.0歳	508 人	315,875円	530, 498円	_		_	_	

	参考					
区 分	年	年収ベース (試算値) の比較				
	公務員(C)	民 間(D)	C/D			
川崎市	5, 945, 748円	5, 599, 200円	1.06			

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。(令和元年~令和3年の3ケ年平均)

- (注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致 しているものではありません。
- (注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動耳	軍選送事業	普通会計関係			
1人当たり平均支給額(含	介和 3年度)	1人当たり平均支給額(令和3年度)			
	1,497,653円		1,851,479円		
(令和3年度支給割	合)	(令和3年度支給害	削合)		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.4月分	1.90月分	2.4月分	1.90月分		
(1.35月分)	(0.90月分)	(1.35月分)	(0.90月分)		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
・役職加算 5~20%	%	・役職加算 5~20	%		
• 管理職加算 管理職手	当の月額又は給料月額の10~	• 管理職加算 管理職手	当の月額又は給料月額の10~		
15%に木	目当する額	15%に	相当する額		

- (注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

区分		自動車道	軍送事業	普通会計関係		
		自己都合定年・勧奨		自己都合	定年・勧奨	
	勤続20年	19.579月	26.194月	19.579月	26.194月	
支給率	勤続25年	28.479月	36.444月	28.479月	36.444月	
又和平	勤続35年	40.279月	47.709月	40.279月	47.709月	
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月	
定年前早期 算措置	朗退職者に対する加	退職時給料月額を2	~20%加算する。	退職時給料月額を2	~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		令和3年度		令和2年度		
一人当たり	の平均支給額	1, 76	3 1 万円	2,050万円		

- (注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和3年度決算)				287,	3 8 5 =	千円
支給職員1人当たり平	給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			601,	2 2 4	円
支給対象地域	支給率	支給対象職	哉員数	一般行政職の制度	: (支給率	率)
川崎市	16%	478	人	16%	1	

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

一 有冰药第二(17相至)至月11日先出)								
支給総額(令和3年度決算)					13,343千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)					40,556 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)					68.8%			
手当の種類(手当数)			1種類					
工业の欠折	ナな古公社各職員	ナル士公	対象業務	支給実績	左記職員に対する支給			
十ヨの名称	手当の名称 主な支給対象職員		刈豕耒伤	(令和3年度決算)	単価			
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事し		13,343千円	10分につき25円			
		たとき						

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	556,116千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	1,206,325 円
支給実績(令和2年度決算)	600,367千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	1,305,146 円

- (注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- (注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度(令和2年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職	配偶者 7,000 円	同じ	_	59,625千円	207, 753円
	員に支給する。	・子 10,000円				
		・父母等 7,000円				
		・15 歳以上 22 歳未満				
		の加算 5,000円				
住居手当	自ら居住するため	・31 歳未満	同じ	_	11,652千円	155, 360円
	住宅を借り受け、家	25, 200 円				
	賃等を支払ってい	・31 歳以上 40 歳以下				
	る職員に支給する。	16,500 円				
		・41 歳以上				
		10,000円				
通勤手当	通勤のため、交通機	・交通機関を利用の場	同じ	_	32,324千円	76, 416円
	関等を利用しその	合は 55,000 円を限				
	運賃等を負担する	度とし運賃相当額。				
	ことを常例とする	・自動車等を使用の場				
	職員、自動車等を使	合は距離に応じて				
	用することを常例	2,000 円~31,600 円				
	とする職員に支給	・併用の場合は				
	する。	55,000 円を限度と				
		し、両方を加算した				
		金額。				
夜間勤務	正規の勤務時間と	勤務1時間当たりの	同じ	_	18,227千円	47,715円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
手当	して、午後10時から 翌日の午前5時まで 勤務する職員に支 給する。	給与額 ×100分の25 ×勤務時間 (実働時間)				
管理職手当 (国では 俸給の特 別調整額)	位にある者に支給	職位に応じて、73,700円~132,600円	同じ	_	15, 277千円	1, 018, 467円
	管理職手当のない 若要 たの時必等のの職にの務害のの時点を対している。 はり 日本 にののののののののののののののののののののののののののののののののののの	役職・勤務時間等に応 じて 6,000円~ 12,000円	に 同		76千円	15, 200円

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
人和《左 座	34, 611, 965	5, 415, 148	16, 078, 184	46.5	47.2
令和3年度	千円	千円	千円	%	%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 34,192 千円を含みません。

区分	職員数	ń	給	与 !	費	一人当たり	(参考)
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計	給 与 費	政令指定都市平均
					В	B/A	一人当たり給与費
入和 2 左座	1 440 1	6, 014, 678	2, 644, 442	2, 275, 007	10, 934, 127	7, 551	7, 20
令和3年度	1,448人	千円	千円	千円	千円	千円	千日

- (注1) 職員手当には退職給与金を含みません。
- (注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務)) を含み、会計年度任用職員を含み

7, 206 千円

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務)) の給与費が含まれていますが、会 計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病	医師	38.3歳	483, 136円	1, 391, 436円
事	看護師	34.9歳	305, 419円	564, 721円
業	事務職員	47.4歳	337, 055円	656, 923円
政都	医師	41.5歳	575, 833円	1, 379, 670円
令市 指平	看護師	38.8歳	297, 705円	477, 169円
定均	事務職員	44.6歳	359, 764円	558, 565円

- (注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。
- (注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- (注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

.,	=				
病	院事業	普通会計関係			
1人当たり平均支給額(令	6和3年度)	1人当たり平均支給額(令和3年度)		
	1,409,632円		1,851,479円		
(令和3年度支給割	合)	(令和3年度支給害	引合)		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.4月分	1.90 月分	2.4月分	1.90月分		
(1.35月分)	(0.90月分)	(1.35月分)	(0.90月分)		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
・役職加算 5~20%	0	・役職加算 5~20°	%		
・管理職加算 管理職手当	4の月額	· 管理職加算 管理職手	当の月額又は給料月額の10~		
		15%に相当する額			

- (注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

	F /	病院	事業	普通会計関係		
	区分	自己都合定年・勧奨		自己都合	定年・勧奨	
	勤続20年	19.579月	26.194月	19.579月	26.194月	
士公本	勤続25年	28.479月	36.444月	28.479月	36.444月	
支給率	勤続35年	40.279月	47.709月	40.279月	47.709月	
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月	
定年前早期退職者に対する加 算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。		
定年・勧奨退職した職員		令和3年度		令和3年度		
一人当たりの平均支給額		1,902万円		2,050万円		

- (注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。
- (注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支 給 実 績	(令和3年度決算)		963,553千円	
支給職員1人当たり平	均支給年額(令和3年	E度決算)		567,464 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		一般行政職の制度(支給率)
川崎市	16%	2, 07	70人	1 6 %

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在) 支給經額(会和3年度決質)

支給総額(令和3年度決算)					832,	855千円	
支給職員1人当た	り平	均支給年額(令和3年月				593,	624 円
職員全体に占める	手当	支給職員の割合(令和:	3年度)				96.9%
手当の種類(手当数)						1 2 種類	
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象	象業務	支給実績	左記職員に対	
医務等従事手当	(1)	病院局に勤務する助産	 師及び 寿 誰師(准 看 誰 師	(令和3年度決算) 832 855千円	単位 月額12, C	
	(1)	を含む。以下同じ。)		正 日 版 四	002,000 111	7,14812, 0	, 0 0 1 1
	(2)	病院に勤務する栄養士	、理学療法士、	作業療法		月額2,00	00円
		士、言語聴覚士、歯科	衛生士、マッサ	ージ師及			
		び視能訓練士並びに社					
夜間看護手当		うち医療社会事業の業 病院に勤務する助産	1			勤務1回に	<u> </u>
仪间有读于目		師及び看護師	部又は全部カ			到 伤 1 凹 に 7, 200P	
			おいて行われ			ただし、その	
			等の業務に従			れる深夜(午	
			とき			ら翌日の午	前5時まで
						の間をいう。	
						における勤	
						時間以上6日 場合は4,	
						し、2時間未	
						3, 600P	
感染症病原体抗	妾 触	医師	感染症病棟患	君の診		従事した日1	
手当			療の業務又に	は感染症		140円	
			の病原体によ			ただし、1回	
			され、又は海			暦日にわた	
			た疑いがある			ち従事した 間が2時間	
			業務	以 且 97		は、支給しな	
		看護師	感染症病棟患	君の看			
			護業務				
		臨床検査技師	感染症の病原				
			り汚染され、				
			染された疑り 検体の試験者				
			横査の業務を				
			試験若しくに				
			おいて使用し	た器具			
			の洗浄の業務	: 			
		臨床工学技士	感染症病棟患				
			療等に使用す				
			管理維持装置 等の業務	1の保作			
		ハウスキーパー	感染症の病原				
		及び業務職	り汚染され、				
			は汚染された	足疑いが			
			ある検体の診				
			くは検査にお				
			用した器具の業務又は感染				
			大の清掃若し				
		i	113 4114 H]	L	

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			染症病棟患者の着衣 類若しくは汚物の消 毒の業務	(7 作 3 午 反 次 异)	- 平川
精神病患者等入務手当	院業	又は感染症患者の 入院のための移送 に係る業務に従事	精神病患者の入院又 は感染症患者の入院 のための移送に係る 業務		1件につき140円
放射線接触手当		する職員 放射線を人体に対し て照射する業務等に 従事する職員	放射線を人体に対して照射する業務等		従事した日1日につき 250円 ただし、1回の勤務が2 暦日にわたる場合のう ち従事した日の勤務時 間が2時間未満のとき は、支給しない
救急患者診療手当		又は歯科医師(以下 「医師等」という。) (複数の医師等が従	夜間休日(月曜日から 金曜日までの午前8時 30分から午後5時まで を除く時間帯をいう。 以下同じ。)における 救急の外来患者の診療 に従事したとき		1件につき1,000円 ただし、緊急入院手当が 支給されるとき、又は分 娩手当が支給されると きは、支給しない
緊急入院手当	(1)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあって	枚急の外来患者の診療 に従事し、当該診療に 係る患者の入院の指示 を行ったとき(当該患 者の緊急入院受入れ(夜間休日における入院 の受入れをいう。以下 同じ。)が行われた場 合に限る。)		1件につき 5,000 円 ただし、緊急入院手当(2)が支給されるとき、 又は分娩手当が支給さ れるときは、支給しない
	(2)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)	緊急入院受入れを行っ		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給 されるときは、支給しな い
待機手当		病院に勤務する医師	次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置 又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から 午後5時まで(日曜日 及び土曜日並びに休日に限る。)		1回につき 2,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
分娩手当	病院に勤務する医師 (複数の医師が従事 した場合にあっては、 主として従事した医 師に限る。)	分娩業務に従事したとき		1件につき 10,000円 ただし、多胎分娩の場合 は、1件とする
管理職員診療等業務手 当		正規の勤務時間外又は 休日等に診療その他の 管理者が別に定める業 務に従事したとき		1時間につき 5,000円
新型コロナウイルス感 染症対応特別手当	(あらかじめ病院長	新型コロナウイルス感 染症対応病棟の患者の 診療業務に従事したと き		従事した日1日につき 3,000円。ただし、1回 の勤務が2暦日にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満のときは、支給しな
	師(あらかじめ病院長	新型コロナウイルス感 染症対応病棟の患者の 看護業務に従事したと き		V) _o
	上記に掲げる者以外の職員	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、患者と直接対応す る業務		
新型コロナウイルス感 染症対応手当	看護師	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、患者と直接対応す る業務及び病院長の指 定する外来(救急セン ターを含む。)におけ る看護の業務に従事し たとき		従事した日1日につき 1,000円。ただし、1回 の勤務が2暦日にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満のときは、支給しな い。
	臨床検査技師	新型コロナウイルス感 染症対応病棟の患者の 検査の業務及び病院長 の指定する外来におけ る検体採取の業務に従 事したとき		
	診療放射線技師	新型コロナウイルス感 染症対応病棟の患者の 検査の業務に従事した とき		
	臨床工学技士	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、患者に使用する生 命管理維持装置の操作 等の業務に従事したと き		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	業務職	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、看護補助業務、患 者の使用した器具等の 洗浄の業務、病室等の 清掃業務又は着衣類若 しくは汚物の消毒の業 務に従事したとき	(7 1144
	上記に掲げる者以外の職員	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、患者と直接対応す る業務に従事したとき		

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	1,248,643千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	1,014,332 円
支給実績(令和2年度決算)	1,287,325千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	1, 150, 425 円

- (注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- (注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度(令和2年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
初任給 調整手当	採用による欠員の補 充が困難と認められ る職で川崎市病院局 企業職員初任給調整 手当支給規程に定め る者に支給する。		異なる	期間及び月額	485, 644 千円	1, 657, 489 円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員 に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ		70,606千円	(令和3年度決算) 240,157円
住居手当	自ら居住するため住 宅を借り受け、家賃 等を支払っている職 員に支給する。	・31 歳未満 25,200 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円 ・41 歳以上	同じ	_	96, 979千円	244, 279円
通勤手当	通勤のため、交通機 関等を利用しその運 賃等を負担すること を常例とする職員、 自動車等を使用する ことを常例とする職 員に支給する。	 ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円~31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ	_	197, 560千円	133, 577円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	_	140,772千円	168, 994円
宿日直 手当	宿日直をした場合に 支給する。	・勤務1回につき 4,400 円 (特殊な業務の場合は 6,100円) ・5時間以下の勤務2,200 円 (特殊な業務の場合は 3,050円)	同じ	_	0千円	0円
	管理又は監督の地位 にある者に支給す る。	,	同じ	_	155, 635千円	1, 144, 378円
管理職員	管理職手当の支給を 受けている職員が、 週休日等に臨時若し くは緊急の必要等に より勤務した場合 は災害への対処その 他の臨時若しくは緊 急の必要により週休 日等以外の日の午前 り時から午前5時ま での間であって正規	役職・勤務時間等に応じて 8,000円~12,000円 (ただし、勤務時間が4 時間以下の場合は その金額に100分の50を、 6時間を超える場合は100 分の150を乗じて得た額)	同じ	_	0千円	0円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
	の勤務時間以外の時間に勤務した場合に 支給する。					